

改正

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市公の施設指定管理者選定委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の選定について、その過程及び手続の透明性・公正性の確保を図るため、高松市公の施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、市長又は高松市教育委員会の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長又は高松市教育委員会に建議する。

- (1) 公の施設の指定管理者候補者の選定に関すること。
- (2) 公の施設における指定管理者の業務の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、選定委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(候補者の選定基準)

第5条 指定管理者の候補者の選定に当たっては、住民の平等利用の確保、管理に当たっての費用対効果、管理能力等について総合的に判断するものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 選定委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、財政局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例による最初の選定委員会の会議及び委員の任期満了後における最初の選定委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。